資料 1-2

「岩手県死因究明等推進協議会」設置要綱　新旧対照表

改正前	改正後	備考
岩手県死因究明等推進協議会設置要綱	岩手県死因究明等推進協議会設置要綱	
（趣旨） 第１条　死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）第 30 条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討等を行うため岩手県死因究明等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。	（趣旨） 第１条　死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）第 30 条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討等を行うため岩手県死因究明等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。	
（協議事項） 第２条　協議会は、岩手県における死因究明等に係る各種事業の実施を推進し、その実施の状況の検証及び評価を行う。	（協議事項） 第２条　協議会は、岩手県における死因究明等に係る各種事業の実施を推進し、その実施の状況等を協議する。	・協議事項について整理
（組織） 第３条　協議会は、別表に掲げる団体から推薦のあった委員をもって組織する。 ２　協議会には、会長及び副会長を各１名置く。 ３　会長は、委員の互選により選出する。会長は会務を総理し、会議の議長となる。 ４　副会長は、会長が指名する委員を充て、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。	（組織） 第３条　協議会は、別表に掲げる団体から推薦のあった構成員をもって組織する。 ２　協議会には、会長及び副会長を各１名置く。 ３　会長は、構成員の互選により選出する。会長は会務を総理し、会議の議長となる。 ４　副会長は、会長が指名する構成員を充て、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。	・「委員」を「構成員」に整理
（委員の任期） 第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任は妨げない。 ２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	（構成員の任期） 第４条　構成員の任期は、３年とする。 ２　構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。	・再任規程を削除
（会議）	（会議）	

<table>
<tr>
<td>
第５条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。
２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（委員以外の出席）
第６条　協議会が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、岩手県保健福祉部保健福祉企画室において行う。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和３年 11 月 12 日から施行する。

別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>構成団体・機関</th></tr>
<tr><td>学校法人岩手医科大学　法科学講座法医学分野</td></tr>
<tr><td>学校法人岩手医科大学　法科学講座法歯学・災害口腔医学分野</td></tr>
<tr><td>岩手検案医会</td></tr>
<tr><td>一般社団法人岩手県医師会</td></tr>
<tr><td>一般社団法人岩手県歯科医師会</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第５条　協議会の会議は、岩手県保健福祉部長が必要に応じて招集する。
２　（削除）

（構成員以外の出席）
第６条　協議会が必要と認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、岩手県保健福祉部保健福祉企画室において行う。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和３年 11 月 12 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年６月 22 日から施行する。

別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>構成団体・機関</th></tr>
<tr><td>学校法人岩手医科大学　法科学講座法医学分野</td></tr>
<tr><td>学校法人岩手医科大学　法科学講座法歯学・災害口腔医学分野</td></tr>
<tr><td>岩手検案医会</td></tr>
<tr><td>一般社団法人岩手県医師会</td></tr>
<tr><td>一般社団法人岩手県歯科医師会</td></tr>
</table>
</td>
<td>
・「会長」を「岩手県保健福祉部長」に変更
・定足数を削除
</td>
</tr>
</table>

一般社団法人岩手県薬剤師会 盛岡地方検察庁 釜石海上保安部 岩手県警察本部 岩手県医療局 岩手県保健福祉部	一般社団法人岩手県薬剤師会 盛岡地方検察庁 釜石海上保安部 岩手県警察本部 岩手県医療局 岩手県保健福祉部	